

(お知らせ)



令和3年2月3日  
京都市保健福祉局  
〔担当：医療衛生推進室医療衛生企画課〕  
電話：075-222-4272

## 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等の宿泊施設斡旋の協定について

この度、京都市及び株式会社JTB京都支店では、新型コロナウイルス感染症の家庭内感染を予防するため、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者本人又は濃厚接触者と同居する者が、宿泊施設への宿泊を希望する場合について、下記のとおり宿泊施設の斡旋を行う協定を締結しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 協定概要（別紙フロー図参照）

- (1) 京都市は、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者本人又は濃厚接触者と同居する者（以下「濃厚接触者等」という。）が宿泊施設への宿泊を希望することを把握した場合、協定を締結した事業者による宿泊施設の斡旋事業を紹介する。
- (2) 協定を締結した事業者は、濃厚接触者等から、宿泊施設の斡旋の希望があった場合、宿泊施設を調査し、受入可能な宿泊施設を紹介する。

#### 2 対象者

京都市内に居住する濃厚接触者等であって、自宅における個室での隔離等が困難であり、以下の条件を満たす者

- (1) PCR検査の結果が陰性であること（濃厚接触者本人の場合に限る。）
- (2) 発熱及び咳・呼吸困難などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状がないこと  
（※ 新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養とは異なります。）

#### 3 期間

令和3年2月4日（木）から令和3年3月31日（水）まで

#### 4 受付窓口

株式会社JTB京都支店 コロナ感染に係る宿泊紹介相談窓口係

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土、日、祝日を除く。）

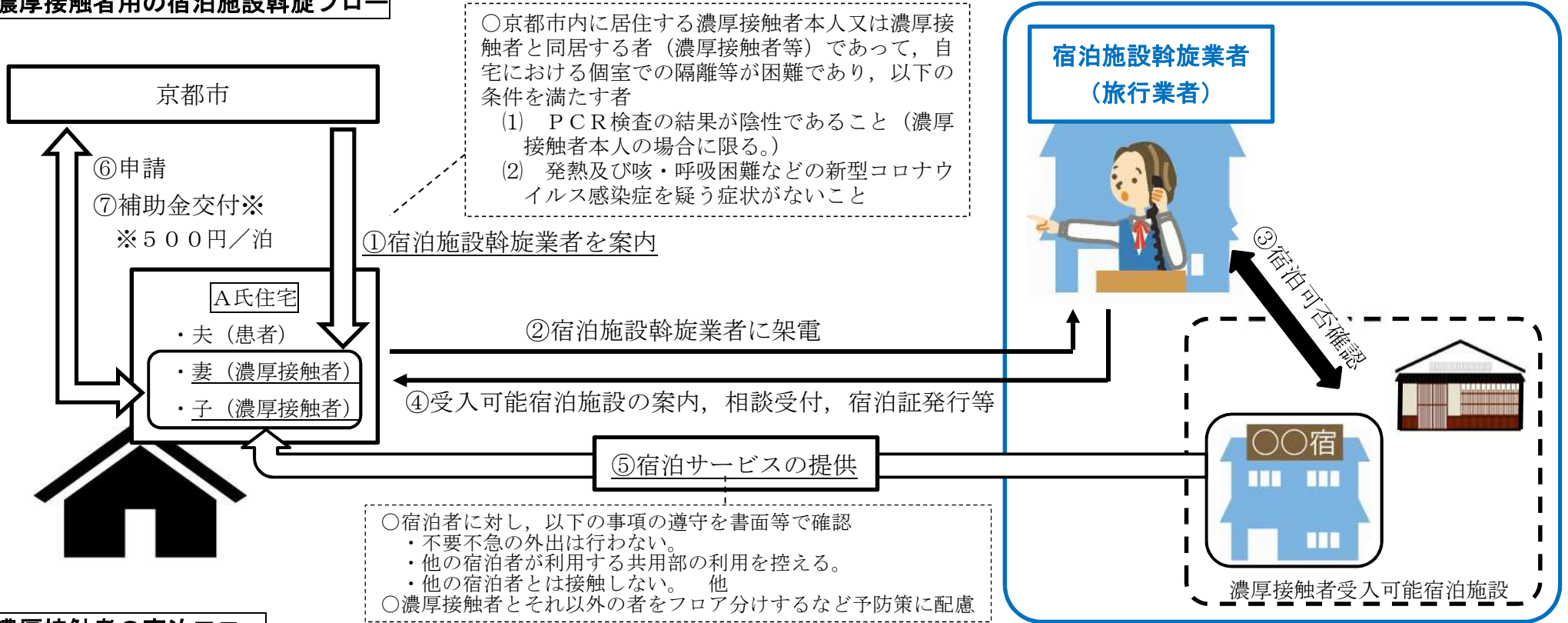
TEL：075-365-7722 FAX：075-365-7713

#### 5 費用負担

宿泊施設の斡旋及び宿泊施設への宿泊その他宿泊に付随するサービスの費用負担は、全て宿泊者の自己負担となります。

※ 自己負担した額のうち、500円／泊（14泊分まで）を本市が助成します。

**濃厚接触者用の宿泊施設斡旋フロー**



**濃厚接触者の宿泊フロー**

